

「ふるさと納税（寄附金税額控除）」制度

【対象寄附金】	地方公共団体（都道府県・市区町村） 「ふるさと納税」
【控除方式】	税額控除方式
【控除率】	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える額について、 一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除
【控除対象限度額】	総所得金額等の30%
【適用下限額】	2,000円

(1) 税額控除の計算方法について

- ・ 次の(a)と(b)の合計額が個人市・県民税の税額控除額となります。
 - (a) 基本控除額 $(\text{地方公共団体に対する寄附金} - 2,000\text{円}) \times 10\%$
 - (b) 特例控除額 $(\text{地方公共団体に対する寄附金} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{適用される所得税の税率} \times 1.021\text{※})$

※ 特例控除額については、個人市・県民税所得割額（調整控除後の所得割額）の2割が限度となります。
(平成26年12月31日以前の寄附金については、1割が上限となっています。)

※ 所得税率に復興特別所得税率1.021を乗じるのは平成26年度から平成50年度までです。

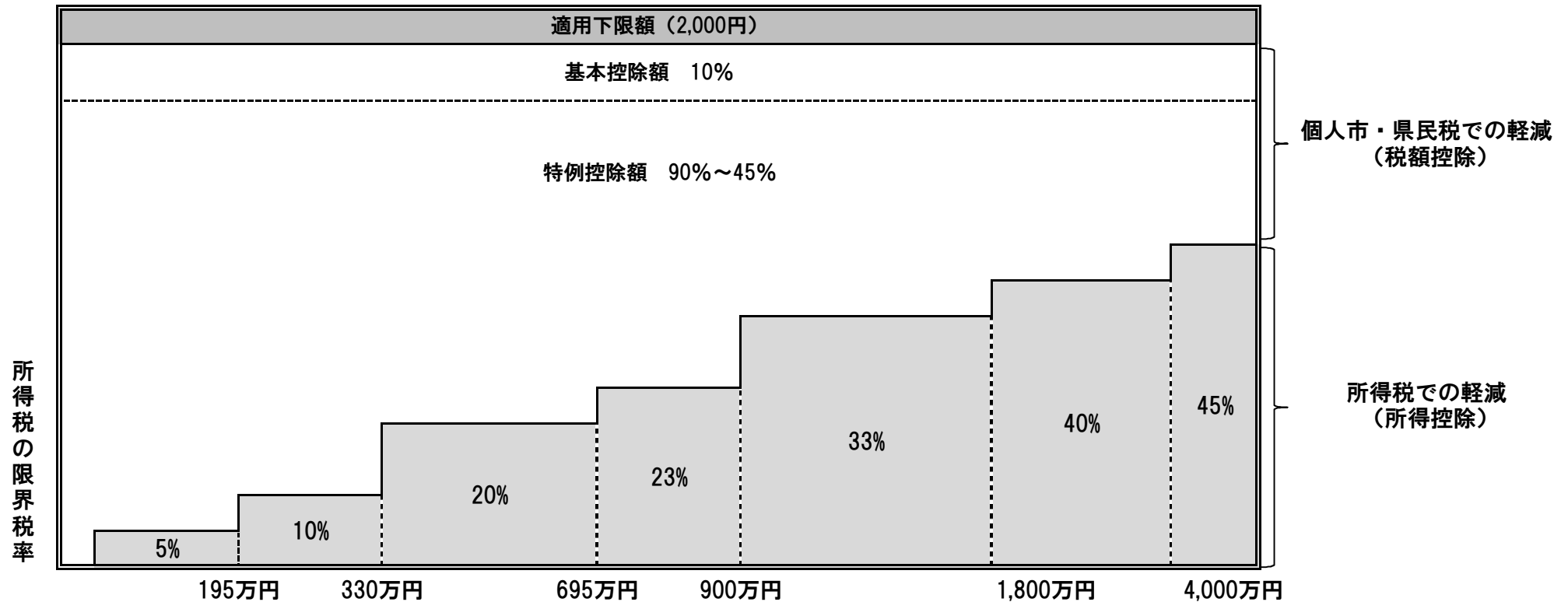
- ・ 申告特例制度（ふるさと納税ワンストップ特例に係る申請書をご提出された場合）を適用した場合は、
次の(c)が上記(a)、(b)と合わせて控除されます。

(c) 申告特例控除額 $\text{特例控除額} \times (\text{適用される所得税の税率} \times 1.021) \div (90\% - \text{適用される所得税の税率} \times 1.021)$

※ 申告特例控除額については、平成27年4月1日以降のふるさと納税のうち、申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例に係る申請書）の申請があり、一定の条件に該当場合のみに適用されます。

(2) 寄附金の控除イメージ

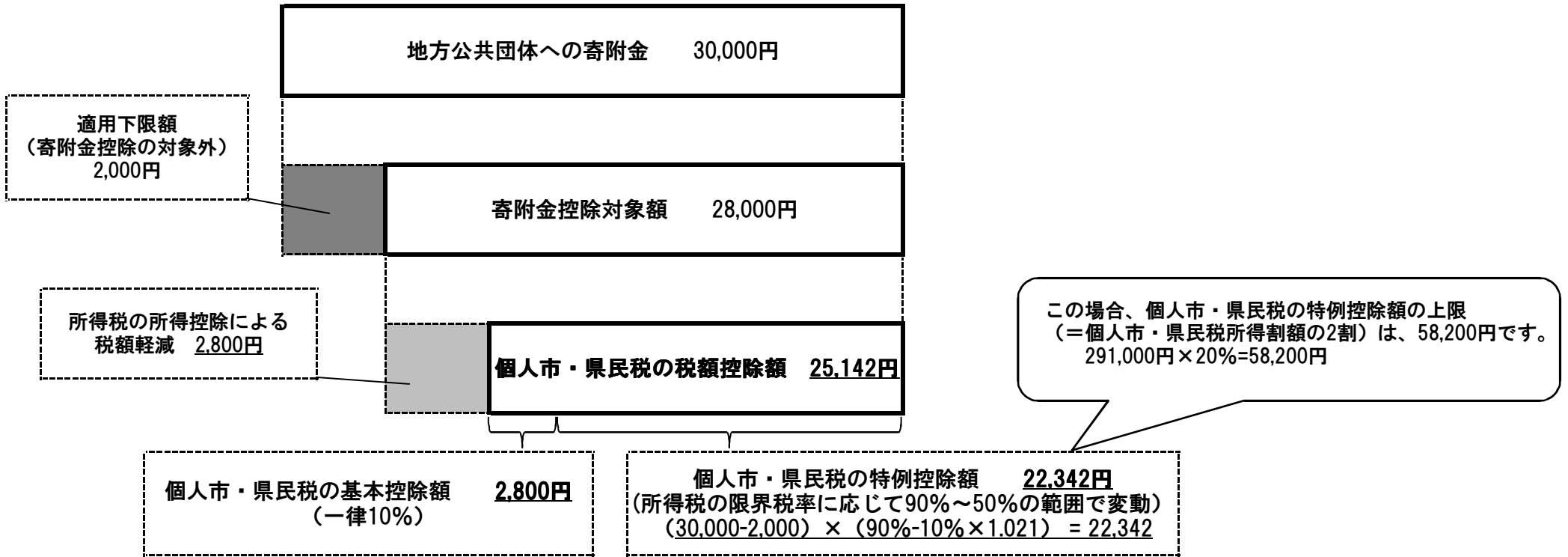
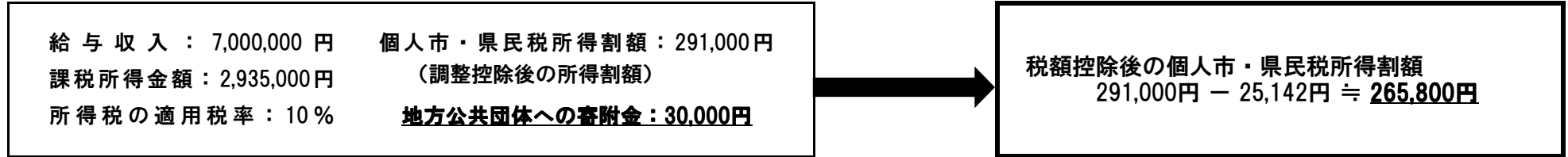
- ・ふるさと寄附金額のうち、適用下限額（2,000円）を超える部分を一定の限度額まで所得税、個人市・県民税所得割額から控除します。
- ・所得税における所得控除の適用状況に応じて、個人市・県民税の税額控除率（100%～55%）が変化します。
ただし、個人住民税における特例控除額の上限額は、個人市・県民税所得割（調整控除後の所得割額）の2割です。
（平成26年12月31日以前の寄附金については、1割が上限となっています。）



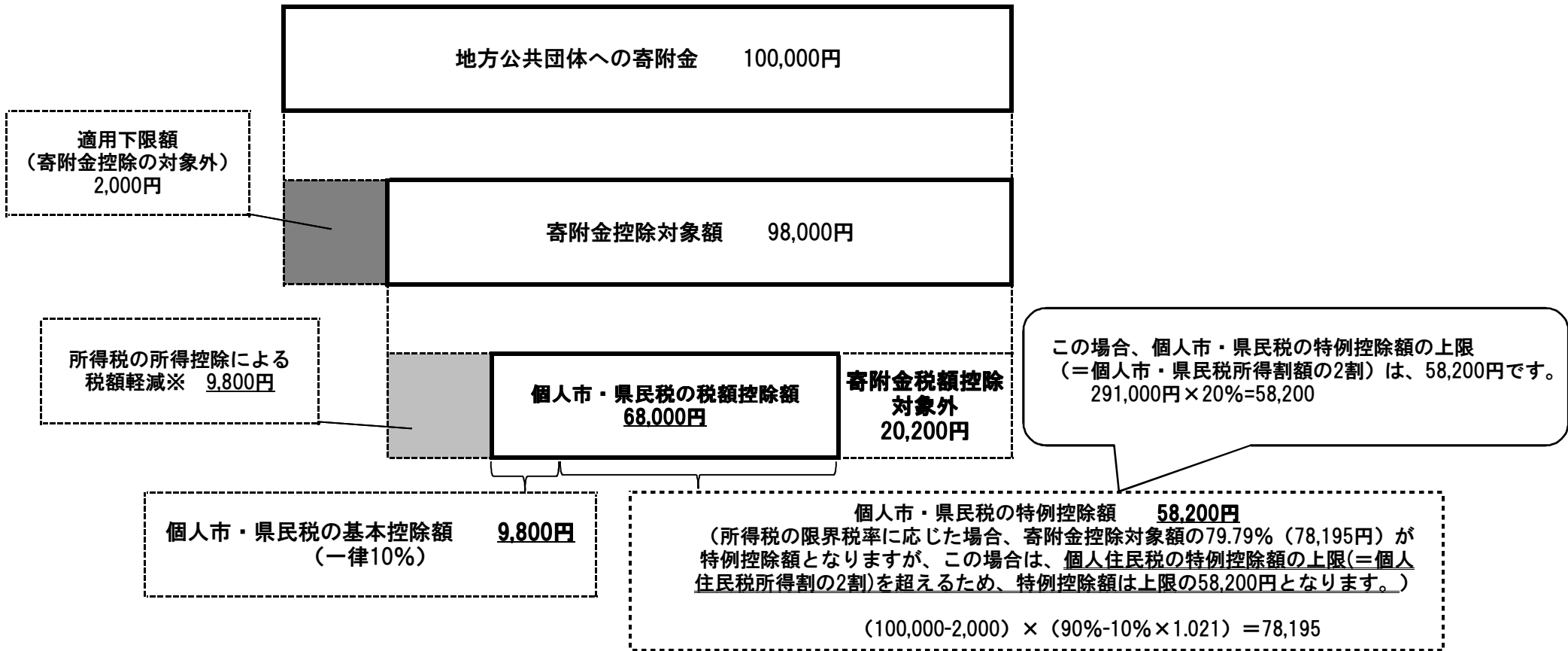
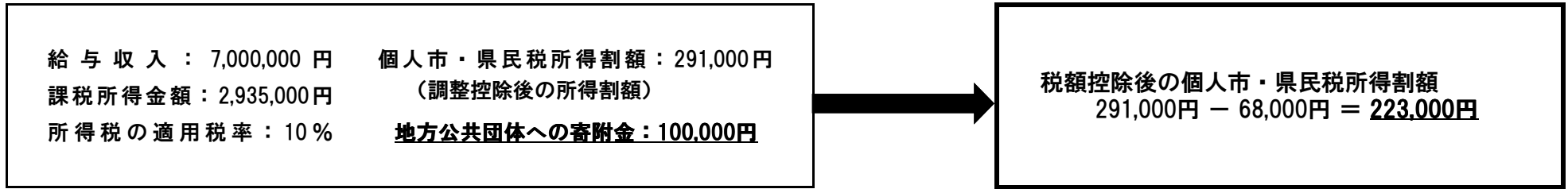
※ 所得税率には、復興特別所得税率1.021を乗じますが、上記図には含めていません。

(3) 寄附金税額控除のモデルケース

ケース1



ケース2



※ 申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例に係る申請書をご提出された場合のみ）制度を利用した場合は、所得税の所得控除による税額軽減ではなく、所得税での控除相当額を申告特例控除額として個人市・県民税から税額控除します。